

支部だより

第140号〈公38号〉〔平成29年12月11日発行〕

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp/> メールアドレス seibu@takuken.or.jp

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

初冬の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

「支部だより」第140号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成29年度第5回支部理事会〔理事数40名、監事数2名内、出席数30名、委任状8名〕
が、平成29年12月7日（木）15時30分より、支部事務所にて開催されました。

平成30年度支部事業計画書（案）、地区開催事業、市町不動産無料相談所の開催日程、並びに平成30年度収支予算書（案）、について審議されました。支部定時総会議案として、会員皆様に提案させていただきます。

また、11月に「平成29年度法令遵守指導」を実施（187名）させていただきました。
対象会員の皆様にはご協力いただきましてありがとうございました。

平成30年度支部定時総会は、平成30年2月8日（木）16時より、川越東武ホテルにて開催致します。つきましては、1月中旬「支部定時総会開催通知」・「支部定時総会議案書」及び「総会出欠（委任状）ハガキ」を、信書（郵便）にて送付させていただきます。「総会出欠（委任状）ハガキ」を1月26日（金）必着にて、ご送付くださるようお願い申し上げます。

引き続き、平成30年2月8日（木）17時30分より、川越東武ホテルにて、平成30年新年賀詞交歓会を開催致します。参加を希望されます方は、申込書に会費を添えて（1名様3,000円）地区長または支部事務所までお申込み願います。事前準備の都合もございまして、1月26日（金）までにお願い申し上げます。詳細につきましては、同封のご案内（別紙）にてご確認願います。

◆平成30年1月は、各地区において「地区全体会議」及び「地区新年賀詞交歓会」が開催されます。日程は下記のとおりです。

【ふじみ野・1/22（月） 川越・1/19（金） 西入間・1/15（月） 東松山・1/16（火）】

平成30年度も4地区〈ふじみ野・川越・西入間・東松山〉にて、支部における地区開催事業として、地域に密着した事業活動を計画しておりますのでご参加願います。

業の廃止等を検討されている方は、早めのご対応と、支部までのご連絡をお願い致します。4月1日以降になりますと、1年分の会費を納入していただくこととなります。
毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費全額を、6月末日までに納入しなければならない。 ~定款施行規則より~

【入会者】（平成29年11月9日～平成29年12月10日）

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	㈱ワイズエステート ふじみ野営業所	山下弘治	ふじみ野市大井 958-1	049-256-4811	049-256-4812
2	タクトホーム(株)川越店	小寺一裕	川越市旭町 1-16-13	049-293-2975	049-293-2976
3	㈱八点鐘	廣瀬武彦	ふじみ野市上福岡 1-9-30	049-270-4519	049-290-2732

【退会者】（平成29年11月9日～平成29年12月10日）

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(株)イエスム	坂戸	期間満了	3	(有)大曾根商事	川越	廃業
2	(株)三井不動産	東松山	期間満了	4	(株)レオ住宅販売	ふじみ野	廃業

会員数664名（平成29年12月10日現在）

＜宅建業免許更新期限を迎える方＞

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効！

免許権者への提出期間は、

免許満了日の90日前から30日前まで
(協会経由：100日前から50日前まで)

※証紙は協会本部にて販売しております。

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、
埼玉県建築安全課 HP から！

＜アクセス方法＞

埼玉県庁 HP→建築安全課→宅地建物取引業→
業者免許の申請・届出（書式ダウンロード）

※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を！

【平成30年度支部定時総会】

- ◆ 日時 平成30年2月8日(木) 16時00分 ※詳細については後日郵送致します。出席される方は、後日郵送する「支部定時総会議案書」を必ずご持参下さい。
- ◆ 会場 川越東武ホテル
- ◆ 議案 報告事項
審議事項 第1号議案 平成30年度事業計画書(案)承認の件
第2号議案 平成30年度収支予算書(案)承認の件
第3号議案 役員改選の件

【平成30年新年賀詞交歓会】

- ◆ 日時 平成30年2月8日(木) 17時30分～19時30分
- ◆ 会場 川越東武ホテル
- ◆ 定員 200名（1社2名まで）定員になり次第締め切らせていただきます。
- ◆ 会費 1名様3,000円
- ◆ 申込先 地区長または埼玉西部支部事務所

※詳細については、同封の「平成30年新年賀詞交歓会のご案内」をご覧ください。

＜宅建業法改正及び研修会について＞

宅建業法を改正する法律が成立し、建物状況調査（インスペクション）に関する説明の義務付け等が、平成30年4月1日に施行されます。また、民法を改正する法律が成立し平成29年6月2日の公布から3年以内に施行される事となっています。本部HPにて「既存住宅取引における宅建業者のポイント『建物状況調査』『重要事項説明書』『37条書面の作成』』についての研修動画が観られます。是非ご覧ください。（視聴時にID,パスワードの入力が必要：いずれも saitaku）

本部HP→「宅建業法・民法改正」→「オンライン動画研修」

http://www.takuken.or.jp/member/service_law/member-only/law_video.html

また、支部にて研修会（DVD上映）を開催致します。詳細については、同封の「宅建業法改正研修会」開催のご案内をご覧ください。

- 日時 平成30年 2月22日（木）13時30分～15時00分（予定）
- 場所 埼玉西部支部事務所 ●定員 50名（先着）
- テーマ「既存住宅取引における宅建業者のポイント（建物状況調査、重要事項説明書、37条書面の作成）」

◆支部事務所年末年始休業のお知らせ

12月29日（金）～平成30年1月8日（月・祝）まで。

なお、年内最終日は12月28日（木）大掃除となります。お問合せ・お手続き等は前もってお早めをお願い致します。ご不便お掛け致しますが、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

来年もどうぞ宜しくお願い致します。

以上